

(仮称) 秋田県由利本荘市沖  
洋上風力発電事業

環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

平成 29 年 12 月

秋田由利本荘洋上風力合同会社

## 【目 次】

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と 事業者の見解	4
別紙 1	32
別紙 2	33
別紙 3	34
別紙 4	35
別紙 5	36
別紙 6	37

※会議資料としてページ番号を振り直しているため、参照ページは一致しない。

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

平成29年11月1日（水）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙への掲載

平成29年11月1日（水）付の秋田魁新報（朝刊）に公告を掲載した。

（別紙1参照）

##### ② 事業者のウェブサイトへの掲載

平成29年10月31日（火）から、事業者のウェブサイトにお知らせを掲載した。

（別紙2参照）

##### ③ 関係地方公共団体の広報・ウェブサイトへの掲載

以下の関係地方公共団体の広報にお知らせを掲載した。

- ・秋田県ウェブサイト（別紙3参照）
- ・由利本荘市広報「ゆりほんじょう」平成29年11月1日号
- ・にかほ市広報「にかほ」平成29年11月1日号（別紙4参照）

#### (3) 縦覧場所

##### ① 関係自治体庁舎等での縦覧

- ・由利本荘市役所
- ・西目総合支所
- ・岩城総合支所
- ・秋田市役所
- ・西部市民サービスセンター
- ・にかほ市役所象潟庁舎
- ・仁賀保庁舎
- ・金浦庁舎

##### ② 事業者のウェブサイトへの掲載

- ・ [http://www.renovainc.jp/yurihonjo-offshore\\_wind\\_EIA.html](http://www.renovainc.jp/yurihonjo-offshore_wind_EIA.html)

（別紙2参照）

#### (4) 縦覧期間

##### ① 縦覧期間

平成 29 年 11 月 1 日（水）から平成 29 年 12 月 1 日（金）まで  
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

##### ② 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、縦覧期間中は終日アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

総縦覧者数（縦覧者名簿記載数）は 9 名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

・由利本荘市役所	: 7 名
・西目総合支所	: 1 名
・岩城総合支所	: 1 名
・秋田市役所	: 0 名
・西部市民サービスセンター	: 0 名
・にかほ市役所象潟庁舎	: 0 名
・仁賀保庁舎	: 0 名
・金浦庁舎	: 0 名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

#### (1) 由利本荘市

##### ① 開催場所

由利本荘市文化交流館カダーレ

##### ② 開催日時

平成 29 年 11 月 25 日（土）午後 5 時 20 分から午後 6 時 40 分まで

##### ③ 来場者数

19 名

#### (2) にかほ市

##### ① 開催場所

にかほ市総合福祉交流センター スマイル

##### ② 開催日時

平成 29 年 11 月 26 日（日）午前 10 時 20 分から午前 11 時 40 分まで

③ 来場者数

4名

(3) 秋田市

① 開催場所

秋田市西部市民サービスセンター

② 開催日時

平成29年11月26日（日）午後4時20分から午後5時40分まで

③ 来場者数

3名

**3. 環境影響評価方法書についての意見の把握**

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成29年11月1日（水）から平成29年12月15日（金）まで  
（郵送の受付は、当日消印まで有効とした）

(2) 意見書の提出方法

- ① 説明会におけるご質問・ご意見用紙の提出 (別紙5参照)
- ② 縦覧場所に備えつけられた意見箱への投函
- ③ 事業者への郵送による書面の提出 (別紙6参照)

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は27通であった（ただし、意見箱と郵送とで、名前・意見内容が同一のものを3通含む）。

- ① 説明会 : 14通（由利本荘市11通、にかほ市3通）
- ② 意見箱 : 7通（由利本荘市役所5通、西目総合支所2通）
- ③ 郵送 : 6通（県内4通、県外2通）

## 第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は96件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下の通りである。

表1 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
① 説明会におけるご質問・ご意見用紙の提出		
1	対象事業実施区域の隣のかほ市はカモメが多いが、カモメの調査はどうか？ また、対象事業実施区域の岸辺をガン類、カモ類が飛ぶが、ガン類、カモ類等の鳥類の調査は1年で大丈夫なのか？  由利本荘市在住 A 氏	「猛禽類の保護の進め方」で対象とされている希少猛禽類の場合、営巣地が確認された場合は一般的に2営巣期調査を行います。海鳥や陸鳥については、経産省の環境影響評価の発電所アセス手引きを参考に調査期間を1年としています。渡り鳥やその他鳥類の調査時期については専門家の意見も反映して設定しています。
2	事業活動による砂の流れ（海岸の浸食）への影響はどうか？ また、海水浴はできるのだろうか？ 事業活動による海岸変化の海浜植物への影響はどうか？  由利本荘市在住 A 氏	水の濁りに関する調査の中で、流況（流向流速）についても調査し、影響について定性的に記載する予定です。 海水浴利用の面で支障を来たすことはないと考えます。 また、西目海岸において砂丘植生の調査を実施し、影響について記載する予定です。
3	洋上の対象事業実施区域に立ち入ることはできないのか？  由利本荘市在住 A 氏	今後、関係機関と協議していくこととなります。
4	由利本荘市は日本海中部地震の空白域となっているが、説明会で地震についての説明がないのはなぜか？  由利本荘市在住 B 氏	環境影響評価の項目対象となっていないためですが、地震に耐えられる構造か国の審査を受けることなど、今後の事業進捗説明会では具体的にご説明するよう予定です。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
5	渡り鳥については洋上調査と陸上調査を行うのか？。 由利本荘市在住 B 氏	方法書 p. 6-22～26 に記載しているように、洋上調査および陸上調査を実施します。
6	カモメは飛島で繁殖し秋田沖で生息している。その調査もしてほしい。 由利本荘市在住 B 氏	情報をありがとうございます。飛島と本件対象事業実施区域とは約 30km 離れる位置関係にあります。秋田沖で生息していることから、予定している鳥類調査で留意いたします。
7	石脇地区の松林は保安林となっているが、風力発電所に支障はないのか？ 由利本荘市在住 B 氏	風車は洋上に設置されるため、風車が風を受けるうえで、保安林が支障となることはありません。
8	電磁波のことについて説明してほしい。人体に影響はないのか？ 由利本荘市在住 B 氏	風車から発生する電磁界(波)は、他の生活機器等と比較して特別大きいレベルではありません。
9	道川地区の道の駅にある風車に雷が落ちたことがあるが、雷対策はどうか？ 由利本荘市在住 C 氏	風車の耐雷性能については技術革新により進展しており、日本海側の冬季雷への耐性を備えた風力発電機を採用する計画です。
10	環境アセスメントの説明に「特異な環境である子吉川河口にも調査地点を設定」との記述があったが、子吉川河口の特異点とは何か？ 由利本荘市在住 C 氏	河口であることから、周辺の海洋と比較して環境が多様なところではあります。
11	1 基の風車の運転期間はどのくらいか？ 由利本荘市在住 C 氏	運転期間は現時点で 20 年以上を計画しています。
12	厳正な調査が行われ科学的な評価が正しく行われると思う。順調に環境調査から工事に移行して、地域貢献が多いことに期待する。 由利本荘市在住 D 氏	本事業が地域の活性化に資するように地域の皆様方との協議を進めて参ります。
13	当初計画では風車は 4MW 機であったが、9.5MW 機にすることで、大きさはどのくらい変わりますか？ また、環境アセスメントの景観については、9.5MW 機で調査を行いますか？	配慮書では最大規模として 8MW のサイズを記載しておりましたが、9.5MW 機との違いはありません。 景観の評価については、準備書を届出

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	由利本荘市在住 E 氏	段階で採用を予定する最大サイズの機種で作成する計画です。
14	<p>風力発電所建設後は、海の景観が大きく変わると思う。沈む夕日を風車の間から見る事になると思うと心配です。これだけ大規模な計画ですが、市民の認知度と関心は低いので、完成予想等のフォトモンタージュを使って、広く自治体と協力しながら、PR していただきたい。事業計画を知らなかったという人がいないように努力して欲しい。</p> <p>由利本荘市在住 F 氏</p>	市民の皆様にご認知頂き、関心を持っていただけるよう、どのようにフォトモンタージュの結果を地域の方々等に提示して、PR するかについては関係する自治体等とも協議し、努めて参ります。
15	<p>国が定める環境アセスメントをクリアしているにもかかわらず、多くの地区で健康被害が発生しているようです。事業活動と健康被害の因果関係が証明できない事例が発生した場合はどのように対処されますか？</p> <p>由利本荘市在住 F 氏</p>	健康被害等が発生しないように、まず環境アセスメントで騒音等の調査・予測・評価を行っていきます。
16	<p>地元の理解が得られたとする基準はどのような形で決めようと考えていますか？</p> <p>由利本荘市在住 F 氏</p>	環境面では環境アセスメントの手順により、住民の方々のご意見や専門家の意見を反映した上で、県・国の審査を受けることになっています。また、漁業者の方々とは漁協を通して、協議して参ります。本荘マリーナを使用している方たちとはすでに協議を開始しており、このようなプロセスの中で関係者の方々のご意見を伺いながら専門家の審査を経ながら計画に反映して参ります。
17	<p>景観や健康被害の観点から、風車と住宅地等の離隔距離をなるべく大きくしていただきたい。</p> <p>由利本荘市在住 F 氏</p>	現地調査と予測評価を行い、その結果を反映して、風車の配置等を検討してまいります。
18	<p>由利本荘市には荒れた山林や原野が多く存在しているが、そのような未利用地ではなく、あえて洋上風力とするメリットは何か？設置工事や設備保守等を考慮するとデメリットのほうが多いと感じる。</p> <p>由利本荘市在住 G 氏</p>	洋上では、陸上と比較して風が安定的に強く吹くというメリットがあります。また、陸上風力と違い住宅等からの離隔距離を取りやすいというメリットがあります。



No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
19	<p>当地区は台風や爆弾低気圧に見舞われているが、その対策はあるのか？</p> <p style="text-align: right;">由利本荘市在住 G 氏</p>	<p>風車は一定以上の強風が吹いた場合、風を正面から受けない設計となっています。また、強風にも耐えるよう地域に沿った耐風速条件を満たす風車を採用する考えです。</p>
20	<p>対象事業実施区域の範囲に活断層があり、地震空白域で近い将来、大地震が想定されるが、地震対策は大丈夫か？</p> <p style="text-align: right;">由利本荘市在住 G 氏</p>	<p>風車建設に当たっては、対象事業実施区域の地震条件に沿った構造強度を満たしているか電気事業法により審査されることとなります。</p>
21	<p>レノバの洋上風力発電所設置経験はどうか？</p> <p style="text-align: right;">由利本荘市在住 H 氏</p>	<p>レノバとしては洋上風力発電所で運転を開始している実績はありません。事業パートナーのエコ・パワー社は陸上において風力発電所の設置・運営の経験が豊富です。</p> <p>洋上風力発電所については日本では実証レベルの発電所が複数ありますが、国内において大規模な風力発電所が設置されている事例はありません。現在秋田県内を含め複数の計画が公表されつつある段階です。</p>
22	<p>風速と風車の回転数のコントロール方法はどうなっているか？</p> <p style="text-align: right;">由利本荘市在住 H 氏</p>	<p>風車は風を受けて回転します。回転を開始するときと停止するときは、ナセル上にある風速計の計測信号でコントロールします。風が強すぎる場合は風車が壊れないように自動でブレーキをかけるなどし、調整を行います。</p>
23	<p>風力発電所設置における漁業補償はどのような状況か？</p> <p style="text-align: right;">由利本荘市在住 H 氏</p>	<p>秋田県漁協や南部総括支所と協議を進めており、現地調査の結果が出た段階で、より詳細な協議を進めていきます。</p>
24	<p>風車の振動による魚群への影響はどうか？</p> <p style="text-align: right;">由利本荘市在住 H 氏</p>	<p>風車稼動による魚類への影響（水中騒音など）については、環境アセスメントの中で調査していきます。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
25	<p>海岸から 1km～4km の範囲に 3 列の風車を配置するとの理解でよいか？</p> <p>由利本荘市在住 H 氏</p>	<p>海岸から 1 kmの離隔は最低限確保します。また沖合方向については共同漁業権の範囲までを候補としています。共同漁業権の範囲は沿岸から約 4 kmですが、場所によっては 4 km以上の距離があります。</p> <p>また、本荘港の港湾区域については風車設置を行いません。</p> <p>風車の列数については今後の海底地盤調査や風車機種を検討する中で検討しますが、3 列は現段階の計画における最大の列数です。</p>
26	<p>風車稼動により海底や海中に振動等が発生しないか？ そのため、地魚がいなくなることはないか？</p> <p>由利本荘市在住 I 氏</p>	<p>風車稼動時の水中騒音による魚類への影響については、環境アセスメントの中で調査します。</p> <p>プラス面として、設置した風車の基礎構造部分に魚が集まるという事例は NEDO の洋上風力発電実証事業の成果報告会公表資料において報告されています。</p>
27	<p>風の強弱により、風車の回転はどうなるのか？</p> <p>由利本荘市在住 I 氏</p>	<p>風車は風を受けて回転するため、風が強いと速く回転します。風が強すぎる場合は風車が壊れないように自動でブレーキをかけるなどし、調整を行います。</p>
28	<p>漁業や観光産業で被害が発生した場合、補償計画とその基準はどうなっているか？</p> <p>由利本荘市在住 J 氏</p>	<p>被害を防止するため事故等を起こさないよう予防保全に努める考えです。補償が必要な内容及び基準については、今後検討していきます。</p>
29	<p>海も山も風力発電で自然景観が損なわれている。これ以上、自然景観を損なうことは止めて欲しいがどうか？</p> <p>由利本荘市在住 J 氏</p>	<p>景観の評価については海底地盤の調査を受けて風車配置及び風車機種を検討した後に準備書段階でフォトモニタージュ等を用いた予測評価を行います。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
30	騒音・超低周波音による被害が発生した場合、補償基準はどうなっているか？ 由利本荘市在住 J 氏	被害等が発生しないように、まず環境アセスメントで騒音・超低周波音の調査・予測・評価を行っていきます。
31	風力発電所の寿命がきた場合、撤去後、同じ場所にまた、風力発電所を建てるのか？ 由利本荘市在住 J 氏	新たに風車を設置するかについては今後検討してまいります。
32	説明会の質疑応答の時間が不十分である。質問・意見用紙に記入ではなく、質疑応答を直接すべきである。 由利本荘市在住 K 氏	説明会でご質問・ご意見用紙に記入いただいたのは、質問をされる方が偏ってしまうことを予防し、参加者全ての意見を聞く目的でした。今後、適宜、住民説明会を行い、住民の意見を聞く場を持っていきます。
33	環境影響評価方法書の説明会では、計画段階環境配慮書のまとめを提示すべきである。 由利本荘市在住 K 氏	配慮書の内容については、説明会時に縦覧中の方法書第 4 章および第 8 章等に記載しております。
34	本事業でゼロ・オプションもあり得るのか？ 由利本荘市在住 K 氏	ゼロ・オプションは想定しておらず、その理由等を計画段階環境配慮書で記載しました。
35	説明会で日本海の夕日や鳥海山と風力発電所のフォトモンタージュを提示すべきである。 由利本荘市在住 K 氏	景観については、海底地盤の調査を受けて風車配置及び風車機種を検討した後に、準備書段階でフォトモンタージュ等を用いた予測評価を行います。眺望点や時間については検討してまいります。
36	風力発電の地域への振興例をすべて挙げて欲しい。 由利本荘市在住 K 氏	今後、地域の皆様と協議していきたいと考えています。
37	風力発電所の寿命は 17 年と聞いているが、その後の計画はどうか？撤去コストはどうするのか？ 由利本荘市在住 K 氏	風力発電機の国際設計規格では 20 年としていますが、寿命を迎えたときの計画等は今後の検討事項としております。風車の撤去費用については事業期間中に前もって積み立てていく計画です。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
38	<p>風車の基礎に魚が集まるとの説明があったが、どこの事例か？</p> <p style="text-align: right;">由利本荘市在住 K 氏</p>	<p>設置した風車の基礎構造部分に魚が集まるという事例は NEDO の洋上風力発電実証事業の成果報告会公表資料において報告されています。</p>
39	<p>人体や動植物に騒音・超低周波音の影響があると考えられる。風車との距離が 2km でも影響があるという国の弁もあるが、1km で十分か？英国では 5km 必要との意見があると聞いたことがある。</p> <p style="text-align: right;">由利本荘市在住 K 氏</p>	<p>風車との距離の適切さについては、環境アセスメントにおいて騒音・超低周波音の調査・予測・評価を行い、その結果を反映して、風車の配置や数量等の検討をしていきます。</p>
40	<p>風況以外で由利本荘市を選定した理由は何か？</p> <p style="text-align: right;">にかほ市在住 L 氏</p>	<p>秋田県自体が風力発電に力を入れており、洋上風力発電の候補海域の設定を行っていました。</p> <p>この候補海域の選定においては風況だけではなく、自然公園からの離隔、船舶航行分布域など 8 つの条件を考慮して設定されています。</p> <p>当社が由利本荘市沖を選定した理由としては、数年前から漁業関係者の方々と洋上風力発電事業について協議を進めており、調査の同意を頂戴したことが契機となっております。</p>
41	<p>洋上風力発電の国内の実績はどうか？</p> <p style="text-align: right;">にかほ市在住 L 氏</p>	<p>大規模な発電所という形では国内の実績はありませんが、単機または複数基の風車が洋上に設置されている事例はあります。</p> <p>なお、秋田県数箇所を含め、洋上風力発電所の計画自体はかなり出てきています。</p>
42	<p>地域・自治体への税などのメリットはあるのか？</p> <p style="text-align: right;">にかほ市在住 L 氏</p>	<p>陸上の設備については由利本荘市に固定資産税を納めることとなります。洋上の設備については、一般海域で行う事業であるため、詳細なルールは今後国等が検討していくと聞いています。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
43	<p>騒音・超低周波音の影響を考え、海岸部の住宅と風車との距離を取るなどの配慮はあると思うがどうか？</p> <p>にかほ市在住 L 氏</p>	<p>騒音等の影響を考え、海岸から 1 km 以上の離隔を確保する考えです。</p> <p>具体的な風車配置については、環境アセスメントにおいて騒音・超低周波音の調査・予測・評価を行い、その結果を反映して、検討していきます。</p>
44	<p>説明会で地震、津波などの説明がなかったが、地震津波対策は検討しているのか？</p> <p>にかほ市在住 L 氏</p>	<p>風車建設に当たっては、対象事業実施区域の地震条件に沿った構造強度を満たしているか電気事業法により審査されることとなります。</p>
45	<p>エコ・パワー、JR 東日本エネルギー開発との共同で事業を行う理由は何か？</p> <p>にかほ市在住 L 氏</p>	<p>レノバでは平成 27 年度から由利本荘市沖での洋上風力発電事業について、漁業者の方々と協議してきました。事業規模や運営面のノウハウ・実績等を鑑み、風力発電の実績を有するエコ・パワー社、JR 東日本エネルギー開発社と共同で行うこととなりました。また、これら事業パートナーとは長期的な事業運営の視点や地域貢献の姿勢で共通の考え方が持てたことも大きいです。</p>
46	<p>レノバは太陽光発電所の実績はあるようだが、太陽光発電所と風力発電所は違うのではないか？</p> <p>にかほ市在住 M 氏</p>	<p>太陽光発電所を建設する上で必要な行政手続きやプロジェクトファイナンス等の手続は太陽光発電所も風力発電所で同様の部分もあり、ノウハウが活かせるところもあると考えています。しかし、風力発電の事業経験自体は不足しているので、風力発電の実績が豊富なエコ・パワー社、秋田県内で風力発電事業の実績がある JR 東日本エネルギー開発社と共同で事業を計画しています。</p>
47	<p>ジオ・パークへの影響を懸念する。</p> <p>にかほ市在住 M 氏</p>	<p>ジオサイトの直接の改変はありません。景観資源については環境アセスメ</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		ントにおいて現地調査や予測評価を行い、その結果を計画に反映していきます。
48	説明会で地元会社設立とあったが、その可能性はどうか？ にかほ市在住 N 氏	秋田由利本荘洋上風力合同会社の法人自体は既に設立しています。今後由利本荘市に移転する計画です。
49	風力発電所を設置する想定場所を教えて欲しい。 にかほ市在住 N 氏	秋田市境からにかほ市境までの由利本荘市沖の海域を対象に、沿岸から 1km 以上の離隔を確保した上で、沖合方向は共同漁業権の範囲内を想定しています。なお、本荘港の港湾区域は風車設置を行わない計画です。
50	環境に対する現地調査で、由利本荘市が費用負担することはあるのか？また、由利本荘市が実施する調査とは何か？ にかほ市在住 N 氏	行政では定期的に騒音の調査等を行っています。環境アセスメントではそのようなデータを参考にし、活用しますが、本事業のために特別に由利本荘市が環境調査を行うことや費用負担いただくことはありません。
51	工事の際、機材の搬入はどこの港から行うのか？ にかほ市在住 N 氏	工事では特殊で大型の機材を運搬するため、秋田港や能代港のような大きな港が拠点となりますが、拠点港は現在検討中です。メンテナンス等で小型機材の運搬や作業員の往復などは、可能な範囲で本荘マリーナ等の地元の港を使いたいと考えています。
52	工事中の作業員は何人で、何ヶ月程度か？地元企業の採用の可能性はあるのか？ にかほ市在住 N 氏	建設企業や作業員については、まだ検討中ですが、通常、この規模の工事であれば、百人単位の作業員が必要と考えられます。その他、ケーブル敷設等でも作業員は必要となります。風力発電所の設置にあたっては地元企業のご協力は欠かせないものと考えています。

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
② 縦覧場所に備えつけられた意見箱への投函		
53	単なる調査・評価に終わらぬこと。意見書で市民が要望している点の実現されるような手立ても講ずること。 由利本荘市在住0氏	当該方法書で選定した影響評価項目ごとに調査・予測・評価を行い、影響が生じる可能性を有する項目や影響が懸念される項目については環境保全措置や事後調査等の実施を検討します。市民の皆様のご意見を事業に反映できるよう留意してまいります。
54	風力発電の増加はバックアップのための火力発電の（稼働）増加につながりCO2排出も増えるので地球温暖化防止の面からやめて欲しい。低炭素社会構築にはつながらない。 由利本荘市在住0氏	本事業計画（発電量）が確定する準備書において、系統電力代替に伴う（現況の火力発電所等による電力を本計画風車が発電した場合の）二酸化炭素削減量について予測し、記載する予定です。
55	浮体式でなく着床式の洋上風力発電は建設工事による海底環境破壊が甚大なのでやめて欲しい。 由利本荘市在住0氏	環境アセスメントにおいて海底環境の改変による環境影響について現地調査や予測評価を行い、その結果を計画に反映していきます。
56	海辺の景色を楽しむ市民にとって、140基もの風力発電機の林立は景観損傷も甚だしくやめて欲しい。地域のジオ・パーク設定の趣旨にも大きく反する。 由利本荘市在住0氏	環境アセスメントにおいて景観を含めた現地調査や予測評価を行い、その結果を計画に反映していきます。風車サイズと基数の組み合わせで景観は変化しますので、より好意的な景観となるよう市民の皆様のご意見を伺いながら検討を進めさせていただきたいと考えております。
57	万一設置することになった場合でも沿岸の住宅から最低2km以上離して欲しい。3km地点の住民から低周波音被害報告がなされた例もある。 由利本荘市在住0氏	環境省は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年、環境省）において、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」としています。
58	低周波音被害発生の場合の被害補償の内容を検討し公表すること。医療費・一時避難費・転居費等を含めるこ	

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	と。  由利本荘市在住 〇 氏	本環境アセスメントにおいては騒音・超低周波音を対象として現地調査や予測評価を行い、準備書においてお示しします。また、その結果は計画に反映していきます。
59	20～100Hz の低周波音を評価対象に記していないのは何故か？  由利本荘市在住 〇 氏	本環境アセスメントでは、騒音（20Hz～20,000Hz）および超低周波音（20Hz以下）を調査・予測・評価項目の対象としており、20～100Hz も含まれています。
60	風力発電機に寿命がきた場合には速やかに確実に撤去すること。撤去費用は巨額なものとなると思うが、自治体に丸投げしたりする様なことなく、自前でやれるように計画・準備すること。  由利本荘市在住 〇 氏	撤去は責任を持って行います。風車を撤去となった場合の費用については事業期間で積み立てていく計画です。事業を継続した方がよいとなった場合も、責任を持って事業を継続、または継承します。
61	自然エネルギー利用と呼ばれる人工物であろうと風景まで劇的に変えてしまう今が良ければそれで良いと言う目先の利益ばかり追い求める経済優先の計画には反対です。鳥海山、それに連なる丘陵、里山と田園、川から日本海へ。これらの風景、景観は世界のどこにもない、お金にかえることなどできない、ここだけの宝物です。遠く離れたエネルギーを大量消費する所のためにこれ以上、由利本荘の自然環境破壊はやめてください。  由利本荘市在住 P 氏	当該方法書は、今後実施する環境影響評価の調査・予測・評価手法の案を取りまとめたものであり、一般意見・県及び国の審査手続によって確定します。調査・予測・評価は確定した方法書に基づき実施することになります。景観については、海底地盤の調査を受けて風車配置及び風車機種を検討した後に、準備書段階でフォトモンタージュ等を用いた予測評価を行います。
62	一番に確認したかったそれぞれの眺望点から見える風景の完成予想図が一枚もありませんでした。なぜでしょう？手間ひま時間をかけて作成されたその他の資料はたくさんありましたが今の時代、現況の風景写真に発電機との組み合わせで完成イメージ写真は短時間で簡単に作ることができます。事業者はもちろん、県、市のホームページにも早急にアップするべきでしょう。そして広く市民に見てもらわなくてはなりません。たとえば岩手県からも海水浴客が多く訪れる本荘マリーナからの林立する発電機群の見え方の大きさ（視角度）は、11.6	



No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>度。この見える大きさを文字で表現すると「目の前を遮るほどの圧迫感があり平らな所では垂直方向の景観としては際立った存在に見え周囲の景観とは調和しない」。見慣れた風景ゆえなんとなく想像ができます。</p> <p>由利本荘市在住 P 氏</p>	
63	<p>明日の朝日を約束するように茜色に空と海面を染めて日本海に沈む夕日の美しさはこの地域の昔から当たり前にある風景であり、冬になると海岸にはハタハタの群れが産卵にやって来て岸壁には大勢の釣り人で賑わいます。ふるさとのさまざまな場所から撮影された写真、描かれた絵画、大切な思い出、観光面でも・・・風景、景観の劇的な変化はどこから見ても重大な影響があります。私たちは安心安全な食べ物をこの大地と海からいただいで生きています。これからもここで暮らしていくのです。この美しく豊かな風景と大自然からの恵みを次の世代に渡したい。</p> <p>由利本荘市在住 P 氏</p>	<p>フォトモンタージュの他に、魚類等に関する調査・予測・評価も今後実施いたします。</p>
64	<p>春と秋の渡り（鳥類）のコースと重なっています。春の北帰のコースは内陸部、海上コース上になります。内陸部では数年前からシジュウカラガン、白ガン、コクガンなど稀少種が多く見られ、海上コースも同じと思われる。事業区域南側仁賀保地区はハタハタの産卵する地域で、秋田県でも一番冬鳥のカモメが多く来て、地帰の時に海上コースと重なる。</p> <p>秋田県地方レベルの話ではなく、全国レベルの話だ。渡鳥条約の鳥類もいるので、国際レベルの話になる。</p> <p>由利本荘市在住 Q 氏</p>	<p>環境アセスメントにおいて、専門家の助言を受けながら現地調査や予測評価を行い、その結果を計画に反映していきます。これらについては、各段階で県や国が審査することになります。</p>
65	<p>子供のころから見た水平線、夏から秋の夕日が見えなくなり、夜には発光する光が多く見える太平洋側にある海岸工業団地と同じ、多くの発電機、夜の発光体、だれもが反対すると思います。</p> <p>由利本荘市在住 Q 氏</p>	<p>景観については、海底地盤の調査を受けて風車配置及び風車機種を検討した後に、準備書段階でフォトモンタージュ等を用いた予測評価を行います。</p>
66	<p>波の変化、海水浴ができるのか。</p> <p>由利本荘市在住 Q 氏</p>	<p>流況に関する調査や、海浜地形変化に関する予測等を行い、その結果を計画に反映していきます。</p>
67	<p>水中のコンクリート化で砂の供給がなくなり、本荘砂丘</p>	<p>方法書第4章（配慮書の引用）におい</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>が地図から消えるのか。</p> <p>由利本荘市在住 Q 氏</p>	<p>て海底の改変面積について予測しており、その比率は事業実施想定区域内で最大でも 0.3%となります。</p> <p>今後、流況に関する調査や、海浜地形変化に関する予測等を行い、その結果を計画に反映していきます。</p>
68	<p>海岸植物変化、そしてクロ松風景まで変わる。</p> <p>由利本荘市在住 Q 氏</p>	<p>風車の設置による海浜地形変化について予測・評価を行い、砂丘植生が存在する場所については陸上についても調査・予測・評価を実施します。</p>
69	<p>景観の影響があるのは否めないでしょう。昨今の電力事情から風力発電の推進はやむ得ないと思われませんが、すでに当地には風車が多くあり、景観が損なわれているのが実態です。</p> <p>3 列 47 基の風車の数は膨大。ブレード直径が 180m、海面からの高さが 205m というのは巨大。海岸からの仰角は 11 度ほどになり、圧迫感もありそうです。</p> <p>由利本荘市在住 R 氏</p>	<p>景観については、海底地盤の調査を受けて風車配置及び風車機種を検討した後に、準備書段階でフォトモンタージュ等を用いた予測評価を行います。</p>
70	<p>一番の問題は超低周波。2012 年オーストラリアのニュース動画 ABC Today Tonight が YouTube にありますが、風車から 3km までの住民はこれに悩まされているようです。鶏が産む卵に黄身がないのは印象深いものがあります。新築の自宅をあきらめ、20km 離れた小屋に引っ越した方もいました。</p> <p>下関では洋上風車を安岡沖に拡大しようとした際、設置済みの地区から低周波の問題を聞いていた住民が説明会で安全の根拠を示せと迫るも、前田建設は根拠も示さず「大丈夫」というばかりでした。(長周新聞 2016. 11. 21 付)</p> <p>由利本荘市在住 R 氏</p>	<p>環境省は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成 29 年、環境省)において、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」としています。</p> <p>本環境アセスメントにおいては騒音・超低周波音を対象として現地調査や予測評価を行い、準備書においてお示しします。また、その結果は計画に反映していきます。</p>
71	<p>本「環境影響評価方法書」について以下に大きく A、B、C の 3 つに分けて問題点を書いた。</p> <p>A. 日本は「低炭素社会構築」あるいは「地球温暖化防止」の対策として。’ “CO2 を排出しないから” と「原子力発</p>	<p>本事業計画（発電量）が確定する準備書において、系統電力代替に伴う（現況の火力発電所等による電力を本計画風車が発電した場合の）二酸化炭素削減量について予測し、記載する予定で</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>電」を導入してきたが、2011年の「福島原発事故」により、「放射能が問題である」ことが“世に明らかに”なってしまった。そこで、国は他の電源も取り入れざるを得ず、風力発電は以来、導入が増加してきている。“風という自然を利用するからエコでクリーン。再生可能だから地球温暖化防止になる”という触れ込みで、これを多くの人々も肯定的に受け止めていると思う。しかし、風力発電は果たして“エコでクリーン”なのか。以下に、これに対する疑問点をあげる。</p> <p>疑問1) 風力発電はいわゆる“風まかせ”なので、単独では「主電源」にはなり得ず、その他の発電装置、例えば火力発電などを必要とする。</p> <p>疑問2) 風力発電を建設するに当たり、CO2を吸収してくれる多くの木々が伐採される。本「対象事業」の洋上風力発電では、伐採は避けられるようだが、大掛かりな建設の過程では、多くのCO2の排出が予測されることも無視できない。</p> <p>B. 国はCO2については以上のような考えだが、「騒音・低周波音、動植物及び生態系や景観等への影響」の問題があることを認め、2012年(H24)に「環境影響評価法」の対象にすることとした。そして本「環境影響評価方法書」もこの法律に基づいて行われていることになる。</p> <p>さて、本「環境影響評価方法書」では「風力発電」が引き起こす問題に関して次のように認識しているようだ。</p> <p>「騒音、風車の影や景観への影響やハタハタ漁への影響も、港湾地区を除外して沿岸から1km以上の所に対象事業実施区域を設ければ極力回避できる」</p> <p>これで全ての問題が解決するかのような余りにも安易と思われる対策にまず大いに疑問を覚えた。以下に、本「環境影響評価方法書」並びに本「対象事業」の問題点について述べる。</p> <p>①景観についての問題：「由利本荘市環境基本条例」に違反するのではないかと。</p> <p>ア)「環境影響評価項目の選定」から「人と自然との触れ合いの活動の場」の区分が除外されているので、“最も人々に親しまれている場”と思われる「マリナーとその海水浴場」が「環境影響評価」を受けないことになる。そしてその理由が“ここには風力発電機を設置しない”</p>	<p>す。</p> <p>景観については、海底地盤の調査を受けて風車配置及び風車機種を検討した後、準備書段階でフォトモンタージュ等を用いた予測評価を行います。なお、景観調査地点としての本荘マリナー海水浴場については、専門家の助言（方法書表 6.3-3）に従い、隣接す</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>つまり「直接的な変化は生じないことから・・・景観資源に係る重大な影響を回避している」とまで言い切っている。しかしこれらの場所の隣には風力発電機が設置され、「マリーナ」から見えるその発電機の「視野角」は11.6度とある。この数字は「発電機の見え方基準」によると「眼いっぱいになり圧迫感を受ける。周囲の景観とは調和し得ない」と表現されている。これで“景観に影響がない”と言えるのだろうか。</p> <p>イ) 風力発電機は海岸より沖合へ1～3.7kmの区域に設置される。海岸から1kmの距離の「視野角」は「マリーナと」同じ11.6度である。すると「圧迫感を受け、周囲の景観と調和し得ない」140基もの風力発電機が南北30kmにも渡って続くことになる。国道7号線の風景がガラリと変わることだろう。一時「松食い虫」に侵食された海辺の松の防砂林も、人々の努力の植林により昔の緑を取り戻しつつある。その松と海と名物の夕陽等が織りなす四季折々の風景は、国道7号線を走る際の楽しみと安らぎも与えてくれる“名所”と言える。由利本荘市もこの沿岸の美しさを訴えるために看板を設置している。つまり、海岸線の全てが「環境影響評価」の区分である「景観」と「触れ合いの場」に相当し、その調査の対象とすべき所である。しかも、モニタージュ写真などなくても“景観の激変”が容易に予測される。本「対象事業」の導入はこの一点の理由からだけでも、行うべきでないと言える。</p> <p>②安全性についての問題点：</p> <p>ア) 「事業実施想定区域」より2km以内に学校、福祉施設、医療施設が複数ある。「騒音・低周波音」や「景観」等の影響を最も考慮しなければならない所である。</p> <p>イ) 「事業実施想定区域」より2km以内に5116件の住宅にも「騒音・低周波音」や「景観」等の影響が心配される。</p> <p>ウ) 「事業実施想定区域」は「地震予知特定観測地域」と重なっている。近年は地震の活動期にあり「レベル2対応」等、地震対策が必要であるが一言もない。違反ではないか。</p> <p>③生態系についての問題点：</p> <p>ア) 30kmの「事業実施想定区域」に沿う海岸線沿いには、「各鳥獣保護区」、「重要な植物群落」がひしめくように</p>	<p>る本荘マリーナで代表しています。</p> <p>環境アセスメントにおいて騒音・超低周波音の調査・予測・評価を行い、その結果を反映して、風車の配置や数量等の検討をしていきます。</p> <p>なお、環境省は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年、環境省)において、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」としています。</p> <p>風車建設に当たっては、対象事業実施区域の地震条件に沿った構造強度を満</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>存在し、海岸沿いは豊かな生態系を維持している。動植物たちの繋がりはその所で切り離されるものではなく、広範囲に及び、子吉川や我が家の近くの小さな湖沼にまで種々の鳥の賑わいがある。由利本荘市がジオパークに選定された大きな要因の一つに、これら一帯の生態系の豊かさが認められたことも貢献したと聞く。海上に立ち上がるような“風力発電機群”は鳥たちを含む一帯の環境に大きなダメージを与える。本「事業者」にはこのような認識はあるのだろうか。</p> <p>イ) 海底の生態系は発電機やケーブルの設置工事により大きな影響を受け、稼動後も低周波音や海流の変化や或いは予測もできないような事柄等の影響も受けることだろう。この変化は県の総漁獲量の25%も揚げている漁業者たちにも及びことだろう。最近“県民の魚・ハタハタ”の漁獲量が減り、様々な手立てがなされているが、本「対象事業」が“致命的な悪影響”を与えることになったら、県民の気持ちは穏やかではないと思われる。キスがよりつかなくなったとの報告もあり心配される。</p> <p>C. 次は本「対象事業の目的」である「我が国のエネルギー自給の向上」、「地域の活性化への貢献」、「漁業関係者を含む地域との共存共栄」についてである。</p> <p>①そもそもなぜ「環境影響評価法」のような“法的しぼり”が必要なのか。それは「人間による経済活動」が“度を越し”、それが“地球レベル”の環境破壊にまで至ったからということでは衆知のことである。従って、「地球温暖化」も自らが招いたことである。日本も対策として、欧米より遅く、また内容にも劣るが以下のような法を成立させた。</p> <p>1993年「環境基本法」、1997年「環境影響評価法」、2008年「生物多様基本法」、2011年「改正環境影響調査法-2013年施行」</p> <p>②しかし、歯止めとはならず、2011年にとうとう“人類史上最悪”と言える「福島原発事故」を招いてしまった。人の経済活動を優先させ突っ走ってきたその延長線上での事故だと思う。この事故はその「背景にあるもの」をくっきりと浮かび上がらせてくれたと思う。それらを述べてみる。</p> <p>・「振興策」として「交付金（実は迷惑料）と雇用」を</p>	<p>たしているか電気事業法により審査されることとなります。</p> <p>環境アセスメントにおいて、専門家の助言を受けながら鳥類や海生生物等に関する現地調査や予測評価を行い、その結果を計画に反映していきます。</p> <p>地域貢献については、今後、地域の皆様と協議していきたいと考えています。本事業が地域の活性化に資するよう努力していきます。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>名目に、原子力発電事業を“受け入れた”福島県。電気大消費地・東京のために電気を送り続けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電事業を国策として大企業の東京電力会社と一体で、福島県に“押しつけた”国。</li> <li>・“危険”を“安全神話”でカムフラージュ。</li> <li>・大型事業は一旦事故が起きると、その被害も甚大。福島の人たちは多くの“命”と“ふるさと”までも奪われた。</li> <li>・企業とは“人の命よりも経済を優先させる”もの。これは企業にとっては“当たり前の理論”と私たちは気づかされた。</li> </ul> <p>③私は本「対象事業」にもこの“同じ構図”を感じる。以下に疑問点を述べる。</p> <p>疑問ア) 本「対象事業」の重点は「低炭素社会構築」よりも「産業振興」に置かれているように見える。しかし、A. で述べた“犠牲”を払うことまでして、「我が市」が消費する以上の電力を作り、「日本のエネルギー自給率の向上に寄与」する必要があるのか。地元の犠牲の上での「産業振興」はもう「福島原発事故」で終わりのはずである。</p> <p>疑問イ) 本「対象事業」の実施により「産業振興と雇用創出」または、「事業実施想定区域」となる「地元」には「地域の活性化」や「漁業関係者を含む地域との地域との共存共栄」を目指すとするが、達成できない可能性がある（以下に根拠を述べる）。本「対象事業」の目的が達成できないのであれば、根本にかかわる重大な問題である。</p> <p>根拠 a) 本「環境影響評価方法書」の住民説明会で、「地元貢献の全てを挙げてください」との質問に、係りの方は何一つ挙げる事がなかった。前段の係りの説明でも、風力発電とは無関係のバイオマスのメリットだけを述べていた。</p> <p>根拠 b) ある研究論文「風力発電の希望と課題」（三宅・北海道大）より。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域還元問題」と銘打ち、風力発電事業は新規雇用を生むわけでもなく、利点が少ないことを“問題化”している。</li> <li>・また、特に“大企業による風力発電ビジネス”については、「利益がその地域に還元されず、地元の金を根こ</li> </ul>	

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>そぎ取っていく」とある（これはまさしく、本「対象事業」実施後の、由利本荘市の光景を表しているように思う）。</p> <p>疑問 c) 本「環境影響評価方法書」にはないが、「地域貢献」はあるとする主張の新聞記事にも触れ、それについての考えを述べたい。風力発電協会の人から地元の企業人達を前に「風力発電機の部品は約1万点あり、電気自動車と同規模の関連産業の裾野は広い」と、この分野での可能性を述べていた。</p> <p>考え 1) 風力発電の導入地ではいずれ、今私たちが直面しているような「問題」に直面することになる。しかも、風力発電事業のためには「風量」が必然であり、そのような適地はともかく「風光明媚な所」と重なると聞く。すると益々、「私たちと同じ問題」に直面することとなる。繰り返してはならないと思う。</p> <p>考え 2) 例えば「部品工場」が設立され、そこに雇用が生まれた場合についても、その部品が風力発電事業に使用される限りにおいてやはり結局は上記の問題につながることになる。</p> <p>結論</p> <p>「低炭素社会」、「地球温暖化防止」を本当に実現させようと思うのであれば、その原因である「人間の経済活動」を止めるか減じるかしかないことは明白である。しかしそれは「企業の論理」に制限をかけることであり、企業つまり「事業者」の決断と意志にかかってくることになる。この点に関し、本「環境影響評価方法書」かたは本「事業者」の「意志」は全く感じられない。</p> <p>一方、由利本荘市のような所に住む私たちも、中央からの大きな事業に幻想を抱きその“おこぼれ”に預かろうとするような発想からいい加減に転換しなければならないのではないだろうか。そのためには「福島原発事故」から学んだ「命が大事」を基本に「私たちの宝は何なのか。私たちにとって本当の豊かさとは何なのか」と、この地に足をつけて考えるべきではないだろうか。この観点から判断すると、本「対象事業」は「我が市」には「不適切」であると考えられる。</p> <p>由利本荘市には以下のように「事業者」も「市」もそして「私たち」も守るべき「由利本荘市環境基本条例」が</p>	<p>ご意見をありがとうございます。</p> <p>由利本荘市環境基本条例でも言及されている「環境への負荷の少ない持続的な発展」につながるような洋上風力発電事業を目指したいと考えております。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>ある。従って、この「条例」はどんな事業でもそれを行う際の“バロメーター”であり、この「条例」から外れるような「事業」や「地域貢献策」などはどこかが間違っていることになる。「市」はそれらをチェックする役目もあるはずである。私たちはこの「意見書」においても、本「対象事業」はこの「条例」に触れるのではないかとこれまで述べてきたつもりである。是非、「事業者」も「市」もこの「条例」に照らし合わせて本「対象事業」の是非を検討していただきたいと思う。</p> <p>「低炭素社会の構築」も「地球温暖化防止」もこのような“具体的な”行動があって実現することであると思う。</p> <p>由利本荘市在住 S 氏</p>	
72	<p>野鳥観察をしています。野鳥の飛来に影響がないか気がかりです。海で暮らす鳥や渡り鳥のルートなど気にしてほしい点をしっかり調査するか、考慮してほしいと思います。</p> <p>今のままだでも、この周辺は風車の数が多く、(風車を)作りやすい所に作っている印象があります。必要な物に反対はできませんが、環境や自然とのかね合いを大事にしてほしく意見します。</p> <p>由利本荘市在住 T 氏</p>	<p>環境アセスメントにおいて、専門家の助言を受けながら鳥類等に関する現地調査や予測評価を行い、その結果を計画に反映していきます。</p>
73	<p>由利本荘地域の良さは山から里、海に連なる景観資源の豊かさにあると考える。</p> <p>これまで山の尾根、海岸線沿いに風車が多数設置されたことにより、景観を損ねていることはあるものの、社会的な要請もあり、一定の理解を得られているものと思量される。</p> <p>しかしながら、本計画は海岸の近くに 30km にわたって風車が設置される全国的にも最大規模のものであり、あるか昔から地域住民に親しまれてきた自然景観に大きな変化を生じさせると想定される。</p> <p>このため、この変化を一般住民が受け入れ可能なものかどうか、広く意見を募り、合意形成を十分図った上で計画を進めるべきと考える。</p> <p>以上のことから、次のことを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洋上風車が設置された場合、海岸（砂浜）から見た景観がどのようになるのか、CG 画像等を作成し、住民に広く提供すること（実感できるように）。</li> </ul>	<p>景観については、海底地盤の調査を受けて風車配置及び風車機種を検討した後に、準備書段階でフォトモンタージュ等を用いた予測評価を行います。</p> <p>地域に生まれる効果や振興策等については、今後、地域の皆様と協議していきたいと考えています。本事業が地域の活性化に資するように努力していきます。</p> <p>地域との合意形成については、環境保全の見地からのご意見については本環境アセスメント手続きの中でご意見を頂戴し、県及び国の審査を経て環境保全措置等を検討してまいります。</p>



No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>・秋田県における電力の需要と供給（火力、水力、風力、太陽光等）の現状や本計画の実現により地域に生まれる効果等の情報を分かりやすく提供すること。</p> <p>・上記を踏まえて、本計画の賛否を行政と連携して地域住民に問うこと。</p> <p style="text-align: right;">由利本荘市在住 U 氏</p>	
③ 事業者への郵送による書面の提出		
74	<p>設置される発電設備の配置等が検討中であり、確定していないことから、設置される発電設備の配置等を確定する過程における検討事項及びその結果、その判断に至った経緯を詳細に環境影響評価準備書に記載すべきである。</p> <p>また、設置される発電設備の配置等の確定に際しては、地域住民の理解を得られるように努めることはもとより、地域住民が設置される発電設備の配置等について、十分検討できるような配慮をすべきである。</p> <p style="text-align: right;">秋田県在住 V 氏</p>	<p>事業計画の検討の経緯については、準備書に記載します。</p>
75	<p>対象事業実施区域周辺には、既設及び計画中の風力発電設備（陸上及び洋上）が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、複合的または累積的な環境影響評価について適切に調査、予測及び評価すべきである。</p> <p style="text-align: right;">秋田県在住 V 氏</p>	<p>既設および計画中の風力発電機との複合的または累積的な影響については、他事業の諸元情報を実行可能な範囲内で入手するよう努め、調査、予測及び評価を行い、準備書に記載します。</p>
76	<p>本件方法書記載の対象事業実施区域及びその周辺の概況調査では、対象事業実施区域内での波浪観測が行われていないため、対象事業実施区域内での波浪観測を行い、その調査結果を環境影響評価準備書に記載すべきである。</p> <p style="text-align: right;">秋田県在住 V 氏</p>	<p>影響が想定される環境項目に関し、その予測評価に必要なデータを調査することとしています。水質や海浜地形変化への影響については、波浪ではなく流況の影響が大きいため、流況の調査を実施することとしています。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
77	<p>本件方法書での動物、特に鳥類にかかる環境影響の調査、予測及び評価は、いずれも「重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況」についてなされることになっているが、風力発電事業により、動物、特に渡りをする鳥類及びコウモリ類の移動の障壁も生じる。生態系への影響が懸念されるところ、このような生物多様性に関係する問題は、本年開催された日本弁護士連合会第 60 回人権擁護大会で生物多様性の保全を求める決議がされたように、国会としても看過できない問題である。</p> <p>しかがって、移動の障壁についても調査、予測及び評価がなされるべきである。</p> <p>また、この点については、対象事業実施区域周辺の風車（計画中のものを含む）との累積的影響もあると推測されるので、対象事業実施区域周辺の風車（計画中のものを含む）により変更が予測される移動ルートを基にした環境影響評価がなされるべきである。</p> <p>なお、上記移動ルートの予測については、外部専門家に意見を求め、その意見も環境影響評価準備書に記載すべきである。</p> <p style="text-align: right;">秋田県在住 V 氏</p>	<p>鳥類の風力発電機への衝突（バードストライク）については、定量的な予測を行う予定です。</p> <p>鳥類の飛翔ルート等についても、専門家の助言に基づき現地調査等を実施します。専門家の助言の内容は方法書第 6 章に記載しています。</p>
78	<p>本件方法書表 6.2-12（6-25 頁）の第 6 項には、鳥類の衝突の可能性に関して「対象事業周辺に既設・計画中の風車が存在する場合は、入手可能な事業諸元に基づき、それらを含めた累積的な影響について定性的な予測を行う」との記載があるが、予測・評価に必要な事業諸元はどのようなもので、どのような方法で入手するのかについて、環境影響評価準備書に明示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">秋田県在住 V 氏</p>	<p>鳥類衝突の予測条件（諸元）については、準備書に記載します。</p>
79	<p>前記第 6 項では、環境省の「鳥類に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づき鳥類の衝突の可能性を可能な限り定量的に予測するとしているが、同手引きでは事後調査の重要性についても指摘している。本件事業は、これまでに類を見ない規模の洋上風力発電事業であるから、事後調査の重要性はより高いと解される。したがって、環境影響評価準備書では、事後調査についても言及されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">秋田県在住 V 氏</p>	<p>鳥類に関する事後調査については、予測評価結果をもとに検討の上、準備書に記載します。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
80	<p>由利本荘市沖地域の海岸には、道川海水浴場、西目海水浴場、平沢海水浴場、本荘マリーナなどがある。これらの海岸延長約 30km に 140 基の洋上風力発電のための風車機が設置されると、ローターの最大直径 180m の場合あまりに近接する（180m×140 基=25.2km）。そのため、計画では 3 列配置とされている。</p> <p>しかしながら、本件事業では、主要な眺望点から風車を見た際の最大垂直視角は、道川海水浴場、西目海水浴場、平沢海水浴場、本荘マリーナ海水浴場、本荘マリーナでいずれも 11.6 度、島式漁港公園で 9.7 度とされているが、垂直視角 10 度から 12 度は、「目いっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは、垂直方向の景観要素としては際立った存在となり周囲の景観と調和しえない」となる見え方とされる。</p> <p>それゆえ、各風車機の南北の間隔を広げても、沿岸から望めば、1 列の場合と大きく変わらない、圧迫感を感じさせる高密度の風車機群の風景となる可能性が大である。これが南北 30km に及ぶ海域の景観となれば、由利本荘市のみならずその周辺地域からの鳥海山眺望も損なわれ、秋田県の風土に対するイメージを変えかねないものである。</p> <p>しかも、秋田県においては、本件事業の外に秋田港洋上風力発電事業、秋田県北部洋上風力発電事業及び能代港洋上風力発電事業の 3 つについても環境影響評価手続きが進行中である。</p> <p>美しい自然景観に恵まれた秋田県では、秋田県の景観を守る条例が制定されており、その第 1 条で本県の豊かな自然に恵まれた景観を守ることを目的としているのであるから、自然のままの景観を失うこと、秋田県の風土に対するイメージが変化することは看過できない。</p> <p>したがって、本件事業の景観に対する環境影響評価については以下の方法、手法を採用すべきである。</p> <p>①景観について、秋田港洋上風力発電事業、秋田県北部洋上風力発電事業などとの複合的、累積的影響評価をすべきである。</p> <p>②対象事業は風車機や設置方法等について建設計画の細部が明確となっていないため、可能性のある全てのケースについて影響を調査すべきである。</p> <p>③風車が回転している場合と停止している場合の風景</p>	<p>①秋田港洋上風車、または秋田県北部洋上風車等の配置・サイズ等が入手でき、調査地点（主要な眺望地点）から本計画風車と同時に眺望される場合には、累積的影響評価を行います。</p> <p>②複数ケースがある場合は、安全側をとり、最も影響が大きいケースで予測</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>の相違について写真を撮影し、環境影響評価準備書に記載すべきである。</p> <p>④可能な限り、多数の箇所、地点からの景観について調査すべきである。由利本荘市のみならず、隣接するにかほ市、秋田市はもとより、男鹿市（南磯海岸、入道崎のみならず、寒風山、男鹿三山を含む）からの景観についても調査すべきである。また、フェリーから陸側を望む場合の景観についても調査すべきである。</p> <p>⑤市民、県民が意見を述べやすいように、上記調査・撮影をした景観写真を、環境影響評価準備書に出来るだけ多数掲載すべきである。</p> <p>⑥このような大規模計画が県民多数の理解が得られるとは限らないので、事業の規模を大幅に縮小した場合の景観についても調査し、県民の判断資料として提供すべきである。</p> <p style="text-align: right;">秋田県在住 V 氏</p>	<p>評価を行います。</p> <p>③環境アセスメントは風車設置前に実施するため、風車の写真撮影は行えず、フォトモンタージュによる予測を実施します。</p> <p>④由利本荘市、秋田市、にかほ市については、方法書第6章に示すように調査地点を設定しています。寒風山やフェリー航路については、専門家の助言を踏まえ、10km以上離れていることから選定していません。</p> <p>⑤方法書の審査で確定した調査地点については、フォトモンタージュによる予測を実施し、準備書に掲載します。</p> <p>⑥その段階における妥当性の高いケースについて予測評価を実施します。</p>
81	<p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>重要種に指定されているコウモリ及び指定されていないコウモリも含め、現地調査・予測・評価を実施した上で、必要に応じ、実行可能な保全対応を検討いたします。</p>
82	<p>事業者は船舶や車で移動しながらコウモリの生息を確認するようだが、他の事業者による「船舶によるコウモリ類調査」では、バットストライクの予測に使えるデータはまったく得られていない。「移動しながらの調査」では、船舶や車が通過した後に出現するコウモリを見逃す可能性が高い。つまり、船舶や車によるコウモリ類の調査は、労力がかかるが、バットストライクの予測に使えるデータは得られないので、不適切な手法である。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>洋上風力発電事業に係るコウモリの環境影響調査手法は確立されていないため、コウモリの専門家へ相談して当該手法を採用しておりますが、ご意見については方法書審査において確認してまいります。</p>
83	<p>洋上風力発電におけるコウモリ類の調査手法は、陸上風力アセス同様、風力発電機設置位置における長期間の自動録音調査が基本である。洋上においても、すでに国内外で、自動録音バットディテクターを使用した長期間の定量調査が行われている。この手法は事業者がヒアリン</p>	<p>コウモリの専門家の助言を基にバットディテクターと自動録音型の超音波録音機を併用する手法を採用します。一方、洋上には当該調査機材を長時間設置できる構造物等が存在しないため、</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>グした p6-50 の専門家も言及している。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>船舶を用いた手法を採用します。</p>
84	<p>事業者見解には「コウモリ類については、コウモリ類の専門家にヒアリングを行い、調査について検討しました」とある。しかし調査内容をよく見ると、実際には「ただヒアリングをただけ」であり、「コウモリの専門家の意見を踏まえた調査計画」とは言い難い。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>方法書 P6-50 に記載したように、コウモリの専門家のご意見・ご助言内容を踏まえ、方法書に反映しております。</p>
85	<p>バットストライクの予測は定量的に行うこと。</p> <p>「自動録音バットディテクターによる調査」は定量的であり、定量的な予測手法も存在する。よってバットストライクの予測は「定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、具体的数値を示すこと。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>洋上風力発電事業に係るコウモリの定量的衝突予測手法はまだ確立されていないため、専門家に相談しながら検討します。</p>
86	<p>コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果などの声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査すべきである。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>コウモリのソナグラムデータによる種判別はまだ研究途上段階なので、既存のグループ別ソナグラムデータや生息・生態情報等を参考にしながら分類に供します。</p>
87	<p>「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「影響の低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。事業者らは今後、準備書においてコウモリ類への影響に対し「ライトアップをしない」という保全措置を掲げると思うが、「ライトアップをしない」ことは影響への「回避」措置であり、「低減」措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが「低減」された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>洋上風力発電事業に係るコウモリの環境保全措置は確立されていないため、専門家に相談し、実行可能な範囲内の対応について検討します。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
88	<p>回避措置（ライトアップの不使用）について            ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実である。これについては事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	
89	<p>回避措置（ライトアップの不使用）について            ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。</p> <p>つまりライトアップは昆虫類は誘引するが、だからといって「ライトアップしないこと」によりコウモリ類の誘引を完全に「回避」できるわけではない。完全に「回避」できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が「回避」できなければ「低減」という決まりである。よって、コウモリ類について影響の「低減」措置を追加する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	
90	<p>コウモリ類の保全措置（低減措置）について            コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>コウモリの環境保全措置事例のひとつとして認識しておりますが、その効果・実効性等を踏まえコウモリの専門家に相談し、実行可能な範囲内の対応について検討します。</p>
91	<p>「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので保全措置は実施しない」といった回答をするかもしれないが、「国内の事例数」が少なくても「保全措置は実施可能」である。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>洋上風力発電事業に係るコウモリの環境保全措置は確立されていないため、専門家に相談し、実行可能な範囲内の対応について検討します。</p>
92	<p>バットディテクターによる調査について</p>	<p>コウモリに係るバットディテクター調</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>バットディテクターの探知距離は短く、船上や地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声とほとんど探知できない。よって準備書にはバットディテクターの探知距離、マイクの設置高・設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。なお、「探知可能距離は仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答する事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ必ず自分でテストして調べること。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>査時の探知距離、マイク設置高さ等は準備書に記載します。</p>
93	<p>バットディテクターによる調査について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで毎日録音すること。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>洋上風力発電事業に係るコウモリの環境影響調査手法は確立されていないため、コウモリの専門家へ相談して当該手法採用しております。当該調査では日没から3時間程度、洋上及び陸上の区域ごとに、バットディテクター調査等を実施する計画です。</p>
94	<p>バットディテクターによる調査について コウモリの活動量調査と同時に、気温、降雨量、風速を記録すること。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>洋上風力発電事業に係るコウモリの環境影響調査手法は確立されていないため、コウモリの専門家へ相談して当該手法を採用しております。現地調査時の気温・降水量・風速等データは記録いたします。なお、雨天または強風時には調査は実施しない計画です。</p>
95	<p>意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 W 氏</p>	<p>法的には概要を記載することと定められていますが、本書では、頂きました意見は要約せず、準備書、評価書で全文公開いたします。</p>
96	<p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&amp;バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下のように意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>コウモリの専門家の助言を基に現地調査を実施し、当該事業実施に係る生息環境への影響を予測・評価し、必要に応じて保全措置を検討いたします。</p> <p>当該方法書は、今後実施する環境影響評価の調査・予測・評価手法の案を取りまとめたものであり、一般意見・県</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>1. コウモリ類の洋上における在不在を確認すること。 P7-13 配慮書に対する一般からの意見において、事業者は「ユビナガコウモリの移動経路等についてはこれまで調査がされておらず」と見解を述べているが、本事業においてこの事象について調査を行う必要がある。</p> <p>2. コウモリ類の調査手法を明確に記述すること。 P6-27 図ではコウモリ類の調査を陸域および洋上域から行うことが示されているが、具体的な手法が記述されていない。これでは方法書の体を成しておらず容認できるレベルではない。</p> <p>①陸域および洋上域の調査地点（丸印）における滞在時間および使用機材を明記すること。</p> <p>②陸域および洋上域の調査側線（線）における調査速度および使用機材を明記すること。</p> <p>③洋上域の調査は船舶を使用すると思われるが明記されていない。使用船舶のトン数を明記すること。</p> <p>3. 6-24 では「春、夏、秋の3季に各1回」とされているが、洋上は少なくとも鳥類の船舶トランセクトライン調査と同様に1季2日間以上行うこと。なぜ、鳥類が2日間でコウモリ類が1日なのか明記すること。</p> <p style="text-align: right;">県外在住 X 氏</p>	<p>及び国の審査手続によって確定します。調査手法等の詳細については、準備書に記載します。</p>



〔仮称〕秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業  
環境影響評価方法書の縦覧と説明会について  
「環境影響評価法」に基づき方法書の縦覧と説明会を開  
催し、広く皆様のご意見を募集いたします。

一、事業者の氏名及び住所

秋田由利本荘洋上風力合同会社  
代表社員・株式会社レノバ 職務執行者 今岡朋史  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-2  
東京サンケイビル18F・27F

二、事業の名称／（仮称）秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業  
種類／風力（洋上） 規模／出力 最大百万キロワット

三、対象事業実施区域 秋田県由利本荘市の地先海域

四、縦覧の場所／由利本荘市役所、西目総合支所、岩城総合支所、  
秋田市役所、西部市民サービスセンター、  
にかほ市役所象潟庁舎、仁賀保庁舎、金浦庁舎

期間／平成29年11月1日（水）から平成29年12月1日（金）まで  
時間／土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで  
次のウェブページでもご覧いただけます。

[http://www.renovainc.jp/yurihonjo-offshore\\_wind\\_EIA.html](http://www.renovainc.jp/yurihonjo-offshore_wind_EIA.html)

五、説明会の場所／日時

由利本荘市 文化交流館カターレ

平成29年11月25日（土）午後5時20分から午後6時40分まで

にかほ市 総合福祉交流センター スマイル

平成29年11月26日（日）午前10時20分から午前11時40分まで

秋田市 西部市民サービスセンター

平成29年11月26日（日）午後4時20分から午後5時40分まで

六、意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面によ  
り提出することができます。

縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名・住所・意見を日本語

でご記入のうえ、備え付けの意見箱に投函くださるか、左記の

問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）ください。

受付期間／平成29年11月1日（水）から平成29年12月15日（金）まで

七、問い合わせ先／株式会社レノバ 風力・地熱事業本部

風力事業開発部 野田、小林

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-2  
東京サンケイビル18F・27F 電話03(3516)6270

秋田魁新報（平成29年11月1日 朝刊）

株式会社レノバは再生可能エネルギー産業の発展を環境と地域に貢献します。



レノバについて 地域との共生 企業情報 採用情報 IR情報 お問い合わせ

トップページ > 「(仮称) 秋田県由利本荘市沖上風力発電事業 環境影響評価方法書」の届出・縦覧・説明会開催について

### 「(仮称) 秋田県由利本荘市沖上風力発電事業 環境影響評価方法書」の届出・縦覧・説明会開催について

2017年10月31日  
株式会社レノバ  
秋田由利本荘市沖上風力発電事業

株式会社レノバは、「(仮称) 秋田県由利本荘市沖上風力発電事業」環境影響評価手続きを、秋田由利本荘市沖上風力発電事業(代表社員: 株式会社レノバ 以下、当合会社)へ承継いたしました。  
当合会社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 秋田県由利本荘市沖上風力発電事業 環境影響評価方法書(以下、方法書)」を本日付で経済産業大臣に届け出るとともに、秋田県知事、由利本荘市長、秋田市長、にかほ市長へ送付致しました。  
つきましては、方法書の縦覧を以下のとおり行います。

#### 1. 方法書の縦覧

- (1) 場所
  - 由利本荘市: 由利本荘市役所、西日総合支所、岩城総合支所
  - 秋田市: 秋田市役所、西部市長サービスセンター
  - にかほ市: にかほ市役所兼消防庁舎、仁賀保庁舎、金浦庁舎
- (2) 期間  
平成29年11月1日(水)～12月1日(金)(土曜日・日曜日・祝祭日を除きます)
- (3) 時間  
午前9時～午後5時(間時)

#### 2. 意見の提出

本方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者別に書面にて意見書をお寄せください。縦覧期間中に縦覧場所に設置されている意見書(あるいは以下に示す意見書様式の書面)に日本語でご記入の上、(2)に示す期限までに(3)に示す提出先まで郵送ください。

- (1) 意見書の記載事項
  - 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - 意見書の提出の対象である方法書の名称
  - 本方法書についての環境の保全の見地からの意見
- (2) 意見書の提出期限  
平成29年12月15日(金)(当日消印有効)
- (3) 意見書の提出先  
〒100-0004 東京都千代田区 大手町1-7-2 東京サンケイビル18F・27F  
秋田由利本荘市沖上風力発電事業  
代表社員: 株式会社レノバ

#### 3. 環境影響評価方法書の公表・電子縦覧

本方法書は、以下のリンクから平成29年12月1日(金)まで閲覧することができます。また、「Internet Explorer及びAdobe Acrobat ReaderまたはAdobe Acrobatでのみウェブ上で閲覧可能となっておりますので、ご注意ください。」

「Adobe Acrobat Readerのダウンロードはこちら」

- 要約書 (PDF: 3.6MB)
- 表紙・目次 (PDF: 890KB)
- 1章、2章 (PDF: 1.6MB)
- 3章-1 (PDF: 21.2MB)
- 3章-2 (PDF: 14.6MB)
- 4章 (PDF: 5.7MB)
- 5章 (PDF: 636KB)
- 6章 (PDF: 2.6MB)
- 7章 (PDF: 652KB)
- 8章 (PDF: 830KB)
- 9章 (PDF: 87KB)
- 意見用紙 (Word: 26KB)
- 意見用紙 (PDF: 203KB)

※本方法書の文章・写真・図などは、著作権の対象となっております。著作権者の許諾を得ないで、複製、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うと著作権法違反になる場合がありますので、ご注意ください。

また、ダウンロードされた方法書の記載内容は作成時点のものであり、今後、修正等が生じ内容が変更される可能性があることにご留意下さい。

#### 4. 方法書の説明会

- 由利本荘市  
日時: 平成29年11月25日(土) 17:20～18:40 (17:00受付開始)  
場所: 由利本荘市文化交流館 カダレ(秋田県由利本荘市東町1-5)
- にかほ市  
日時: 平成29年11月26日(日) 10:20～11:40 (10:00受付開始)  
場所: にかほ市総合福祉交流センター(秋田県にかほ市平沢八森3-1-1)
- 秋田市  
日時: 平成29年11月26日(日) 16:20～17:40 (16:00受付開始)  
場所: 秋田市西部市長サービスセンター(秋田県秋田市新屋敷町1-3-3-4)

#### 5. 問い合わせ先

〒100-0004 東京都千代田区 大手町1-7-2 東京サンケイビル18F・27F  
秋田由利本荘市沖上風力発電事業  
代表社員: 株式会社レノバ 風力事業開発室  
TEL 03-3516-6270  
担当: 野田、小林  
(土曜日・日曜日・祝祭日を除く 午前10時～午後4時)

トップページ > 「(仮称) 秋田県由利本荘市沖上風力発電事業 環境影響評価方法書」の届出・縦覧・説明会開催について

事業案内	地域との共生	企業情報	採用情報	IR情報
発電施設	パートナーインタビュー	会社概要	新卒採用エントリー	IRニュース
大規模太陽光発電		トップメッセージ	中途採用エントリー	経営情報
バイオマス発電		トップ対談	もとめる人物像	財務ハイライト
風力発電		マネジメントチーム	社員紹介	IRライブラリー
地熱発電		コンプライアンス憲章		株式について
開発ストーリー		理念		IRカレンダー
SDGsへの取り組み				レノバについてよくあるご質問



ニュースリリース プライバシーポリシー サイトご利用の注意 電子公告 お問い合わせ

Copyright©2016 RENOVA, Inc. All rights reserved.

(株) レノバウェブサイト

(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業

2017年11月01日 | コンテンツ番号 24568

(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価の概要

項目名	内容	
事業名	(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業	
事業者	秋田由利本荘洋上風力合同会社	
事業の種類	風力発電所の設置(洋上)	
対象法令等	環境影響評価法	
事業実施場所	秋田県由利本荘市の地先海域	
関係地域	秋田市、由利本荘市、にかほ市	
事業の規模	出力 最大100万kW 基数 最大140基	
配慮書	公表日	平成29年5月1日
	縦覧期間	平成29年5月2日～6月1日
	縦覧場所	秋田市役所、西部市民サービスセンター 由利本荘市役所、西目総合支所、岩城総合支所 にかほ市役所象潟庁舎、仁賀保庁舎、金浦庁舎
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト(公開終了しました)
	意見提出期限	平成29年6月1日(当日消印有効)
	知事意見	平成29年7月13日(添付資料のとおり)
方法書	公告日	平成29年11月1日
	縦覧期間	平成29年11月1日～12月1日
	縦覧場所	秋田市役所、西部市民サービスセンター 由利本荘市役所、西目総合支所、岩城総合支所 にかほ市役所象潟庁舎、仁賀保庁舎、金浦庁舎
	説明会の場所・日時	・秋田市 日時 平成29年11月26日 午後4時20分～午後5時40分 場所 秋田市西部市民サービスセンター(秋田市新屋敷町13-34) ・由利本荘市 日時 平成29年11月25日 午後5時20分～午後6時40分 場所 由利本荘市文化交流館カターレ(由利本荘市東町15) ・にかほ市 日時 平成29年11月26日 午前10時20分～午前11時40分 場所 にかほ市総合福祉交流センター(にかほ市平沢八森31-1)
	インターネットによる公表	<a href="#">事業者ウェブサイト</a>
	意見提出期限	平成29年12月15日
意見数		
知事意見		

ダウンロード

・配慮書知事意見

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。  
詳しくはビューワー一覧をご覧ください。(別ウィンドウで開きます。)



このページに関するお問い合わせ

生活環境部 環境管理課

TEL : 018-860-1571 FAX : 018-860-3881 E-mail : [kankan@pref.akita.lg.jp](mailto:kankan@pref.akita.lg.jp)



「(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業」環境影響評価方法書

事業者名称 秋田由利本荘洋上風力合同会社

実施想定区域 本地地先海域

縦覧期間・場所 11月1日(水)～12月1日(金)・生活環境課、西目総合支所1階市民ホール、岩城総合支所市民福祉課

電子縦覧URL [http://www.enovainc.jp/yurihonjo-of-fsho-re\\_wind\\_EI.html](http://www.enovainc.jp/yurihonjo-of-fsho-re_wind_EI.html)

※環境保全の見地からのご意見は、12月15日(金)までに、備え付けの意見箱に投函していただくか、問い合わせ先に郵送してください。

説明会 11月25日(土) 17時20分～

カターレ会議室1・2

各地域住民向け説明会

【西目】11月8日(水) 西目公民館シーガル【浜ノ町】11月9日(木) 浜ノ町公民館【松ヶ崎】11月15日(水) 松ヶ崎基幹集落センター【石脇】11月16日(木) 職業訓練センター【岩城】11月24日(金) 岩城会館 ※時間は全会場とも18時20分～

問い合わせ (株)レノバ 風力・地熱事業本部 風力事業開発部 野田・小林 (東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル18階・27階) ☎03-3516-6270

由利本荘市広報

「由利本荘市沖「風力発電事業」環境影響評価の方法書の縦覧と説明会について

(株)レノバが由利本荘市沖で計画中の「(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会を行います。

事業区域 由利本荘市の地先海域

縦覧期間 11月1日(水)～12月1日(金)(平日)

縦覧時間 午前8時30分～午後5時

縦覧場所 企画課、金浦市民サービスセンター、仁賀保市民サービス

シタ

説明会期日 11月26日(日)

説明会時間 午前10時20分～11時40分

説明会会場 スマイル

意見受付期間 11月1日(水)～12月15日(金)

意見受付 環境保全の見地

からのご意見は縦覧場所備え付けの意見箱に投稿いただくか、左記へ問い合わせください。

問合せ先 (株)レノバ 風力・地熱事業本部 風力事業開発部(東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケイビル18F・27F) ☎03-3516-6270

にかほ市広報

「(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」説明会

ご質問・ご意見記入用紙

「(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、ご質問や環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、当記入用紙に必要事項をご記入の上、係の者にお渡し下さい。

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前	
方法書についてのご質問や環境の保全の見地からの意見	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div>

※裏面の説明会開催にあたっての注意事項もご覧下さい。

ご質問・ご意見記入用紙

「(仮称) 秋田県秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 秋田県秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要な事項をご記入の上、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記の間合せ先へ郵送もしくは電子メールにて送付ください。

＜問合せ先＞ 株式会社レノバ 風力・地熱事業本部 風力事業開発部 野田、小林  
 (秋田由利本荘洋上風力合同会社 代表社員 今岡 朋史)  
 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-7-2 東京サンケイビル 18F・27F  
 電話 03(3516)6270

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 <small>※法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名</small>	
ご 住 所 <small>※法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地</small>	
方法書についての環境の保全 の見地からの意見  <small>※日本語により、意見の理由を含 めて記載してください。</small>	                    

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。  
 注2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。  
 注3：ご意見は、平成29年12月15日（金）までにご提出ください。

ご意見記入用紙

※ 本意見書の提出方法として電子メールは扱っていませんが、用紙には誤って電子メールと記載しています。